

令和8年度特別支援学校における委託訓練実施要領

佐賀県立産業技術学院

1 目的

この要領は、特別支援学校高等部及び専攻科に在籍する生徒（以下「生徒」という。）を対象に、就職に向けた職業能力の開発・向上を目的として行う「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領（令和8年3月31日付け開発0331第12号厚生労働省人材開発統括官一部改正通知）」7（4）特別支援学校早期訓練コース（以下「委託訓練」という。）について必要な事項を定める。

2 実施主体（委託元）

佐賀県立産業技術学院とする。

3 委託訓練対象者

委託訓練の対象者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する生徒とする。

- （1）障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者で、公共職業安定所に求職申込を行っている者
- （2）令和9年3月に卒業予定の就職希望者で、令和8年10月時点で就職先が内定しておらず、公共職業安定所長による公共職業訓練受講の受講指示又は受講推薦を受けた者

4 委託訓練職種

委託訓練の職種は、対象者の態様及び地域の障害者雇用ニーズを勘案し、就職の促進が図れると認められるものとする。

5 委託訓練事業所の決定

- （1）委託訓練の実施を希望する事業所は、様式1により産業技術学院に申請を行うものとする。
- （2）産業技術学院は、対象者の状況及び事業所の人材ニーズ等を勘案し、適切な事業所（以下「委託訓練事業所」という。）を決定し、様式2により通知する。

6 委託訓練受講生の決定

- （1）産業技術学院は、対象者に対し、面接を実施する。
- （2）受講を決定した対象者（以下「受講生」という。）については、様式3により関係者に通知する。

7 委託訓練内容など

委託訓練は、次により実施する。

- （1）委託訓練期間は、原則として3か月以内とする。委託訓練の時間は、月当たり100時間を標準とし、下限の時間を60時間とする。

- (2) 訓練を継続的に実施することが効果的な対象者については、訓練期間を当初計画の2倍まで延長することも可能とする。

なお、この場合における委託訓練の下限時間は、7(1)にかかわらず、当初計画の訓練月数に60を乗じた総訓練時間数とする。

- (3) 委託訓練事業所は、委託訓練の実施にあたって、指導担当者を配置する。
- (4) 委託訓練の内容は、委託訓練事業所が実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に、実践的な職業能力の習得が図れるものとし、受講生ごとに定めた訓練目標を達成できるものとする。
- (5) 委託訓練事業所は、現場を活用して委託訓練を実施することから、委託訓練に関係のない作業への従事に注意を行うこととともに、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取扱を行うことに留意する。

8 委託契約

- (1) 産業技術学院は委託訓練を委託する場合には、別紙により契約を締結する。
- (2) 委託料は、委託先機関が中小企業の場合は、原則、受講生1人当たり月額9.6万円（税抜）を上限とし、委託先機関が中小企業以外の場合は、原則、受講生1人当たり月額6.4万円（税抜）を上限とする。

9 障害者職業訓練コーディネーターの配置

委託訓練を迅速かつ効果的に実施するため、次の業務を行う障害者職業訓練コーディネーターを県に配置する。

- (1) 生徒の就職希望、就業体験の実施状況及び就職内定に至らなかった生徒の実態把握
- (2) 地域の障害者雇用ニーズ及び個々の事業所が求める等の特定、及びそのための公共職業安定所との連絡調整
- (3) 委託訓練の受講により就職が見込める者の選定
- (4) (1)、(2)を勘案した個々の対象者に最も効果的な委託訓練事業所の開拓及び委託訓練のコーディネート
- (5) 受講生の個々に応じた委託訓練カリキュラムの作成
- (6) 委託訓練の進捗状況の評価・管理及び修了後のフォローアップ
- (7) その他関係機関との連絡調整等、事業の実施に伴う必要な事項
- (8) 職場定着支援へ円滑に移行する体制の構築を目的として各種支援機関との連携を図る

10 委託訓練に係る保険の取扱い

- (1) 受講生は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条に定める労働者災害補償保険に加入することとし、手続きについては産業技術学院が行う。
- (2) 受講生は、訓練中の事故等により負傷し、あるいは事業所の設備や顧客に損害を与える事態に備え、自身の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険に加入しなければならない。

1 1 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領」に定めるところによる。

附 則

本要領は、令和8年7月30日から適用する。